第2回標茶町農業委員会総会会議録

 開催年月日
 令和
 2年
 7月31日(金曜日)

 開催場所
 標 茶 町 役 場 議 場

○議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について
- 第 2 会期決定について
- 第 3 会務報告

第	4	報告第	1号	農用地譲渡申出に係るあっせん結果について	8件
第	5	議案第	3 号	農用地の賃貸借に係る合意解約について	2件
第	6	議案第	4号	現況証明願について	6件
第	7	議案第	5号	農業振興地域整備計画の変更について	1件
第	8	議案第	6号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
第	9	議案第	7号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
第 1	. 0	議案第	8号	農用地利用集積計画の作成の要請について	37件

○出席委員(15名)

1番	佐藤	松喜	君	2番	: 舟山	珠代	君	3	番	髙橋	政寿	君
4番	笛木	眞一	君	5番	嶋中	勝	君	6	番	津野	斉	君
7番	佐瀬日	出去出日	君	8番	熊谷	英二	君	9	番	澁谷	洋	君
10番	渡邊	裕義	君	12番	甲斐	やす子	君	1 3	番	平山	正志	君
14番	小野寺	 手典男	君	15番	森田	享子	君	1 6	番	佐藤	德市	君

○議事参与の制限を受けた委員(3名)



○欠席委員(1名)

11番 高松 俊男 君

○その他出席者

事務局長相撲浩信君振興係長不藤さとみ君農地係長小幡裕也君主事大河原広君

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐藤德市君) 只今から第2回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は15名、欠席1であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、 本総会は成立致しました。

(午前10時00分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐藤徳市君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

1番・佐藤松喜君 2番・舟山君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長(佐藤徳市君) 日程第2。会期決定を議題と致します。 第2回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。 よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長(佐藤徳市君) 日程第3。会務報告を行います。 会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第1号

〇会長(佐藤徳市君) 日程第4。報告第1号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、 内容8件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

報告第1号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり8件となっております。

番号1。

あっせん譲渡申出者、

あっせん委員長、高松委員。

あっせん委員、澁谷委員、平間委員、髙橋委員。

報告年月日、令和2年5月11日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、オソツベツ563-3。

現況地目、畑。

面積、14,641㎡。

価格、772,000円。

譲受人氏名、 さん。

予定資金関係は、自己資金となっております。

番号1につきましては、あっせん委員であります澁谷委員より、ご報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤德市君) 9番·澁谷君。
- ○9番(澁谷 洋君) 9番・澁谷です。

報告第1号、番号1について報告致します。

令和2年4月16日に、あっせん委員の指名があり、令和2年4月30日に高松委員、平間委員、 高橋委員と私、事務局より小幡係長、大河原主事で現地調査を行い価格を決定し、あっせん委員長 に互選された高松委員より さんに価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ましたので、令 和2年5月11日に したところ、 さんに決定しました。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、9番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については報告のとおり承認されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号2。

あっせん譲渡申出者、

さん

あっせん委員長、澁谷委員。

あっせん委員、高松委員、髙原委員、甲斐委員。

報告年月日、令和2年5月8日。

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在、字オソツベツ原野26線37。

現況地目、畑。

面積、49,586㎡。

価格、777,000円。

譲受人氏名、 さん。

予定資金関係、自己資金。

なお、番号2につきましては、あっせん委員長であります澁谷委員より、報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤德市君) 9番·澁谷君。
- ○9番(澁谷 洋君) 9番・澁谷です。

報告第1号、番号2について報告致します。

令和2年4月16日に、あっせん委員の指名があり、令和2年4月28日に高松委員、髙原委員、 甲斐委員と私、事務局より小幡係長、大河原主事で現地調査を行い価格を決定し、あっせん委員長 に互選された私より さんに価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ましたので、令和2年 5月8日に において第2回あっせん委員会を開催し、譲受希望者を調整したところ、 さんに決定しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号2について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、9番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については報告のとおり承認されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号3。

あっせん譲渡申出者、

さん

あっせん委員長、澁谷委員。

あっせん委員、高松委員、髙原委員、甲斐委員。

報告年月日、令和2年5月8日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字標茶213-1。

現況地目、畑。

面積、18,625㎡外1筆、合計面積は28,846㎡。

価格、694,000円。

譲受人氏名、
さん。

予定資金関係、自己資金。

なお、番号3につきましては、あっせん委員長であります澁谷委員より、報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤徳市君) 9番・澁谷君。
- ○9番(澁谷 洋君) 9番·澁谷。

報告第1号、番号3について報告致します。

令和2年4月16日に、あっせん委員の指名があり、令和2年4月28日に高松委員、髙原委員、 甲斐委員と私、事務局より小幡係長、大河原主事で現地調査を行い価格を決定し、あっせん委員長 に互選された私より さんに価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ましたので、令和2年 5月8日に において第2回あっせん委員会を開催し、譲受希望者を調整したところ、 さんに決定しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号3について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、9番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については報告のとおり承認されました。

続いて番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号4。

あっせん譲渡申出者、

+ 6.

あっせん委員長、嶋中委員。

あっせん委員、大泉委員、熊谷委員、渡邊委員。

報告年月日、令和2年4月30日。

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在、字西熊牛原野西2線74-4。

現況地目、採放地。

面積、6,445㎡外3筆、合計面積は24,216㎡。

価格、266,000円。

譲受人氏名、 さん。

予定資金関係、自己資金。

なお、番号4につきましては、あっせん委員長であります嶋中委員より、報告をお願い致します。

○会長(佐藤徳市君) 5番・嶋中君。

○5番(嶋中 勝君) 5番・嶋中。

報告第1号、番号4について報告致します。

令和2年4月15日に、あっせん委員の指名があり、令和2年4月24日に渡邊委員、大泉委員、 熊谷委員と私、事務局より小幡係長、大河原主事で現地調査を行い価格を決定し、あっせん委員長 に互選された私より さんに価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ましたので、令和2年 4月30日に において第2回あっせん委員会を開催し、譲受希望者を調整したと ころ、 さんに決定しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号4について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については報告のとおり承認されました。

続いて番号5を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号5。

あっせん譲渡申出者、

さん。

あっせん委員長、渡邊委員。

あっせん委員、大泉委員、熊谷委員、嶋中委員。

報告年月日、令和2年4月30日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字栄7-3。

現況地目、採放地。

面積、5,978㎡外1筆、合計面積は23,608㎡。

価格、296,000円。

譲受人氏名、 さん。

予定資金関係、自己資金。

なお、番号5につきましては、あっせん委員長であります渡邊委員より、報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤徳市君) 10番・渡邊君。
- ○10番 (渡邊裕義君) 10番・渡邊です。

報告第1号、番号5について報告致します。

令和2年4月15日に、あっせん委員の指名があり、令和2年4月24日に嶋中委員、大泉委員、 熊谷委員と私、事務局より小幡係長、大河原主事で現地調査を行い価格を決定し、あっせん委員長 に互選された私よりということに価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ました。

令和2年4月30日に において第2回あっせん委員会を開催し、譲受希望者を 調整したところ、 さんに決定しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号5について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、10番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号5については報告のとおり承認されました。

続いて番号6を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号6。

あっせん譲渡申出者、

さん

あっせん委員長、渡邊委員。

あっせん委員、大泉委員、熊谷委員、嶋中委員。

報告年月日、令和2年4月30日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字奥熊牛原野基線3-1。

現況地目、畑。

面積、19,244㎡外3筆、合計面積は65,676㎡。

価格、1,905,000円。

譲受人氏名、 さん。

予定資金関係、資金借入となっております。

なお、番号6につきましては、あっせん委員長であります渡邊委員より、報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤徳市君) 10番・渡邊君。
- ○10番(渡邊裕義君) 10番・渡邊です。

報告第1号、番号6について報告致します。

令和2年4月15日に、あっせん委員の指名があり、令和2年4月24日に嶋中委員、大泉委員、 熊谷委員と私、事務局より小幡係長、大河原主事で現地調査を行い価格を決定し、あっせん委員長 に互選された私より さんに価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ました。

令和2年4月30日に において第2回あっせん委員会を開催し、譲受希望者を 調整したところ、 さんに決定しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号6について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、10番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号6については報告のとおり承認されました。

続いて番号7を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号7。

あっせん譲渡申出者、

さん。

あっせん委員長、髙橋委員。

あっせん委員、高松委員、髙原委員、平間委員。

報告年月日、平成30年11月7日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字上オソツベツ原野73。

現況地目、畑。

面積、18,221㎡外2筆、合計面積は61,829㎡。

価格、326,000円。

譲受人氏名、 さん。

予定資金関係、自己資金。

なお、番号7につきましては、あっせん委員長であります髙橋委員より、報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤德市君) 3番・髙橋君。
- ○3番(髙橋政寿君) 3番・髙橋です。

報告第1号、番号7について報告致します。

平成30年10月16日に、あっせん委員の指名があり、平成30年10月25日に髙原委員、 平間委員と私、事務局より相撲局長、湊谷主事で現地調査を行い価格を決定し、あっせん委員長に 互選された私より さんに価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ましたので、平成30年 11月7日に において第2回あっせん委員会を開催し、譲受希望者を調整したと ころ、 さんに決定しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号7について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、3番・髙橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号7については報告のとおり承認されました。

続いて番号8を議題と致します。

なお、 番・ 番・ 君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になって おりますので、除斥を求めます。

(君退席)

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号8。

あっせん譲渡申出者、

さん。

あっせん委員長、渡邊委員。

あっせん委員、嶋中委員、大泉委員、熊谷委員。

報告年月日、平成30年12月3日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字熊牛原野20線東9-4。

現況地目、畑。

面積、3,948㎡外3筆、合計面積は6,300㎡。

価格、31,000円。

譲受人氏名、 さん。

予定資金関係は、自己資金となっております。

なお、番号8につきましては、あっせん委員長であります渡邊委員より、報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤徳市君) 10番・渡邊君。
- ○10番(渡邊裕義君) 10番・渡邊です。

報告第1号、番号8について報告致します。

平成30年11月9日に、あっせん委員の指名があり、平成30年11月16日に嶋中委員、大泉委員、熊谷委員と私、事務局より小幡係長、湊谷主事で現地調査を行い価格を決定し、あっせん委員長に互選された私より さんに価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ましたので、平成30年12月3日に において第2回あっせん委員会を開催し、譲受希望者を調整したところ、 さんに決定しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号8について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、10番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号8については報告のとおり承認されました。

君復席)

以上をもって、報告第1号、内容8件は報告のとおり承認されました。

◎議案第3号

〇会長(佐藤徳市君) 日程第5。議案第3号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、 内容2件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君) はい。

議案第3号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知が あった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり2件であります。

番号1。

賃貸人、、さん。賃借人、、さん。

土地の表示、字オソツベツ767。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、28,426㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和2年6月1日。

契約期間、令和2年6月1日から令和7年5月31日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、令和2年7月1日。

土地の引渡し時期、令和2年7月1日となっております。

なお、番号2について、賃借人、設定内容、賃貸借の解約が合意された年月日、土地の引渡し時期が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2。

土地の表示、字オソツベツ745-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、43,153㎡外2筆、合計面積69,262㎡。

契約年月日、平成28年6月1日。

契約期間、平成28年6月1日から令和3年5月31日までとなっております。

なお、高松委員に調査を依頼しておりましたが、本日は欠席しておりますので、届いております 調査報告をもとに事務局より報告させていただきます。

議案第3号、番号1及び2について報告致します。

7月21日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃借人の要望により、賃貸人と合意解約するものです。

賃貸人、 さん、 さんと、賃借人、 さんの、賃貸借の解約が合意された年月日は、土地の引渡時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断致しました。

以上で高松委員の代理報告を終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号1から番号2まで内容2件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました11番・高松君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件については、原案可決されました。

以上をもって、議案3号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第4号

〇会長(佐藤徳市君) 日程第6。議案第4、現況証明願について、内容6件を議題と致します。 番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

議案第4号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況 証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり6件であります。

番号1。

土地の所在、字雷別49-2。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、7,193.46㎡外1筆、合計面積は8,248.55㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状况、原野。

所有者名、 さん。

申請者、
さん。

調査委員は、甲斐委員、熊谷委員、津野委員。

調査年月日は、令和2年7月17日となっております。

なお、調査結果につきましては、熊谷委員より報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤徳市君) 8番・熊谷君。
- ○8番(熊谷英二君) 8番・熊谷です。

議案第4号、番号1について報告致します。

7月13日付けで調査依頼がありまして、7月17日に、甲斐委員、津野委員、事務局より小幡 係長と現地調査をしてまいりました。

配布資料の1ページから2ページをご覧下さい。

今回の案件は、に関わる現況証明願の申出であります。

当該地の現況は、原野となっており、隣接農地とはっきり区分けされておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告終わります。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号1について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、8番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号2。

土地の所在、字西熊牛原野西3線73-3。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、3,840㎡外2筆、合計面積は4,049㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状况、原野。

所有者名、 さん。

申請者、
さん。

調査委員は、渡邊委員、嶋中委員、大泉委員、熊谷委員。

調査年月日は、令和2年4月24日。

なお、調査結果につきましては、嶋中委員より報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤德市君) 5番·嶋中君。
- ○5番(嶋中 勝君) 5番・嶋中。

議案第4号、番号2について報告致します。

この件につきましては、あっせん案件で令和2年4月24日に渡邊委員、大泉委員、熊谷委員、 事務局より小幡係長、大河原主事と現地調査を確認しておりました。

配布資料の3ページから5ページをご覧下さい。

当該地は、原野となっており、隣接農地とはっきりと区分けされておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認しております。

以上で報告終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号2について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号3。

土地の所在、字上多和原野東1線64-2。

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、48㎡外4筆、合計面積は5,456.42㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状况、原野。

所有者名、 さん。

申請者、
さん。

調査委員は、大泉委員、髙原委員、笛木委員、熊谷委員。

調査年月日、令和2年4月20日。

なお、調査結果につきましては、笛木委員よりご報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤德市君) 4番·笛木君。
- ○4番(笛木眞一君) 4番・笛木です。

議案第4号、番号3について報告致します。

この件につきましては、あっせん案件で令和2年4月20日に髙原委員、熊谷委員、大泉委員と 事務局より大河原主事と現地確認しておりました。 配布資料の6ページから8ページをご覧下さい。

当該地は、原野となっており、隣接農地とははっきりと区分けされておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認しております。

以上で報告終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号3について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

続いて番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号4。

土地の所在、字標茶212-6。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、893㎡外10筆、合計面積は27,343㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状况、原野。

所有者名、
さん。

申請者、
さん。

調査委員は、高松委員、澁谷委員、髙原委員、甲斐委員。

調査年月日、令和2年4月28日となっております。

なお、調査結果につきましては、澁谷委員よりご報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤德市君) 11番・澁谷君。
- ○11番(澁谷 洋君) 11番・澁谷です。

議案第4号、番号4について報告致します。

この件については、あっせん案件で令和2年4月28日に高松委員、髙原委員、甲斐委員、事務局より小幡係長、大河原主事で現地を確認しております。

配布資料の9ページから11ページをご覧いただきたいと思います。

当該地は、原野となっており、隣接農地とはっきりと区分けされておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認しております。

以上で報告終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号4について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、9番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。 これより本件については採決致します。 原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

続いて番号5を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号5。

土地の所在、字上オソツベツ原野63-1。

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、4,442㎡外1筆、合計面積は15,392㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状况、原野。

所有者名、
さん。

申請者、
さん。

調査委員は、高松委員、嶋中委員、平間委員、髙橋委員。

調查年月日、令和元年5月10日。

なお、調査結果につきましては、髙橋委員よりご報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤德市君) 3番·髙橋君。
- ○3番(髙橋政寿君) 3番・髙橋です。

議案第4号、番号5について報告致します。

この件については、あっせん案件で令和元年5月10日に嶋中委員、平間委員、高松委員、事務局より相撲局長、大河原主事と現地を確認しております。

配布資料の12ページから13ページをご覧いただきたいと思います。

当該地は、原野となっており、隣接農地とはっきりと区分けされておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認しております。

以上で報告終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号5について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、3番・髙橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号5については原案可決されました。

続いて番号6を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号6。

土地の所在、字上オソツベツ原野76-4。

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、12,269㎡外1筆、合計面積は15,985㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状況、原野。

所有者名、 さん。

申請者、

さん。

調査委員は、髙橋委員、髙松委員、髙原委員、平間委員。

調査年月日、令和元年10月25日となっております。

なお、調査結果につきましては、髙橋委員よりご報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤德市君) 3番·髙橋君。
- ○3番(髙橋政寿君) 3番・髙橋です。

議案第4号、番号6について報告致します。

この件については、あっせん案件で平成30年10月25日に高松委員、髙原委員、平間委員、 事務局より相撲局長、湊谷主事で現地を確認しております。

配布資料の14ページから15ページをご覧いただきたいと思います。

当該地は、原野となっており、隣接農地とはっきりと区分けされておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認しております。

以上で報告終わります。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号6について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、3番・髙橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号6については原案可決されました。

以上をもって、議案第4号、内容6件は原案可決されました。

◎議案第5号

○会長(佐藤徳市君) 日程第7。議案第5号、農業振興地域整備計画の変更について、内容1件 を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君)はい。

議案第5号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に 基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり1件であります。

番号1。

区分、用途区分変更。

地番、字栄169番2。

現況地目、畑。

面積、47,889㎡の内846.48㎡外1筆、合計面積は4,105.57㎡。

事業計画の名称、スタック整備事業。

事業主体、

さん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、スタック1,280㎡。

土地所有者、 さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第5条申請中。

土地選定の理由、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

番号1につきましては、熊谷委員よりご報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤德市君) 8番・熊谷君。
- ○8番(熊谷英二君) 8番・熊谷です。

議案第5号、番号1について報告を致します。

7月8日に事務局より調査の依頼があり、7月14日に嶋中委員、渡邊委員と事務局より小幡係長、大河原主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の16ページから19ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、 で酪農業を営む さんが さんの所有する土地に、農業用施設を整備するために、農振農用地区域内の農用を農用以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、面積は記載のとおりと確認しております。

変更しようとする内容及び目的、計画についても記載のとおりと確認をしております。

今回の変更面積につきましては、農業用施設の建設としては、妥当な面積と判断致します。

周辺には農用地以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられま

した8番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第5号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第6号

○会長(佐藤徳市君) 日程第8。議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請について内容 4件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

議案第6号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転(設定)の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり4件であります。

番号1。

譲渡人、、さん譲受人、、さん

土地の所在、字片無去22-15。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、13㎡外1筆、合計面積637㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人、相手方要望、譲受人、経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金16,854円。

世帯員又は構成員、譲受人3名。

畑、採放地につきましては、譲受人が616、432㎡。

経営の状況については、省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、甲斐委員より報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤德市君) 12番·甲斐君。
- ○12番(甲斐やす子君) 12番・甲斐です。

議案第6号、番号1について報告致します。

7月6日に事務局より調査依頼があり、7月18日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人のさんは相手方要望により農地を譲渡し、譲受人のさんは経営規模拡大

のため、今回の申請となりました。

さんが申請地を取得後、この農地すべてについて耕作を行い、農作業に常時従事し、周辺農地への影響はなく、効率的に利用されることについても確認致しました。

また、 さんの経営農地面積は申請地を含め、下限面積要件を満たしおります。

これらの調査の結果から、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告を終わります。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号2。

貸付人、 さん。 さん。 さん。

土地の所在、字阿歴内原野北2線214-4。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、1,200㎡。

契約の種類、賃貸借(許可日から5年間)。

権利移転設定の理由、貸付人、相手方要望、借受人、粗飼料確保のため。

資金調達の方法及び価格、年間2,400円。

世帯員又は構成員、借受人2名。

畑、採放地につきましては、借受人が357,047㎡うち借入地233,292㎡。 経営の状況につきましては、省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、津野委員より報告願います。

- ○会長(佐藤徳市君) 6番・津野君。
- ○6番(津野 斉君) 6番・津野です。

議案第6号、番号2について報告致します。

7月6日に事務局より調査依頼があり、7月15日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

貸付人の さんは、相手方要望により農地を貸付け、借受人の さんは粗飼料確保 のため今回の申請となりました。

さんは、農用地を借受け後、この農地すべてについて耕作を行い、農業に常時従事し、

周辺農地への影響もなく効率的に利用されることについても確認致しました。

また、
さんの経営面積は申請地を含め下限面積要件は満たしております。

これら調査の結果から、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告を終わります。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました6番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

- ○会長(佐藤徳市君) 10番・渡邊君。
- ○10番(渡邊裕義君) 確認だけさせて下さい。

まずあの貸付人と借受人の関係であります。

生年月日が間違っているのか、あるいはミスプリントなのかわかりませんけれども、貸付人の方は昭和 年 月 日というような形になっておりますけれども、間違いないんでしょうか。

- ○会長(佐藤徳市君) 農地係長・小幡君。
- ○農地係長(小幡裕也君) はい。

これは親子ではなくてですね、間違いはございません。

さんの所有地を、 さんが借受けるんですけれども、これは正常な貸付なんですよね。

年齢は間違いないです。

- ○会長(佐藤徳市君) 渡邊君、よろしいですか。
- ○10番(渡邊裕義君) はい。
- ○会長(佐藤徳市君) 他にご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号3。

譲渡人、、さん譲受人、、さん

土地の所在、常盤5丁目52。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、991㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人、相手方要望、譲受人、経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金49、000円。

世帯員又は構成員、譲受人14名。

畑、採放地については、譲受人が471,138㎡。

経営の状況については、省略させていただきます。

調査結果につきましては、渡邊委員より報告をお願いいたします。

- ○会長(佐藤徳市君) 10番・渡邊君。
- ○10番(渡邊裕義君) 10番・渡邊です。

議案第6号、番号3について報告致します。

7月17日に事務局より調査依頼があり、7月28日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の さんは、相手方要望のため農地を譲渡し、譲受人の さんは経営規模拡大のため今回の申請となりました。

さんが申請地を取得後、この農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事し、 周辺農地への影響はなく効率的に利用されることについても確認をしてまいりました。

また。さんの経営農地面積は申請地を含め下限面積要件を満たしております。

これらの調査の結果から、許可については妥当なものと判断致しました。

以上で報告を終わります。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました10番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

続いて番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号4。

譲渡人、、さん。譲受人、、さん。

土地の所在、字オソツベツ原野25線30。

地目、登記簿、山林。

現況、畑。

面積、46,380㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人、相手方要望、譲受人、粗飼料確保のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金921,000円。

世帯員又は構成員、譲受人2名。

畑、採放地については、譲受人が992、149㎡うち借入地757、419㎡。

経営の状況については、省略させていただきます。

調査結果につきましては、澁谷委員より報告をお願いいたします。

- ○会長(佐藤徳市君) 9番・澁谷君。
- ○9番(澁谷 洋君) 9番・澁谷です。

議案第6号、番号4について報告致します。

7月17日に事務局より調査依頼があり、7月22日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の さんは、相手方要望により農地を譲渡し、譲受人の さんは経営規模拡大のため今回の申請となりました。

さんが申請地を取得後、この農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事し、 周辺農地への影響はなく効率的に利用されることについても確認致しました。

さんの経営農地面積は申請地を含め下限面積要件を満たしております。

これら調査の結果から、許可については妥当ないと判断致しました。

以上で報告を終わります。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号4について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました9番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

以上をもって、議案第6号、内容4件は原案可決されました。

◎議案第7号

○会長(佐藤徳市君) 日程第9。議案第7号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

議案第7号について説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地等転用のための権 利移転(設定)の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示については、別紙のとおり1件であります。

番号1。

転用者、

さん。

土地の所在、字栄169-2の内。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、846.48㎡外1筆、合計面積4,105.57㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画は、農振農用地区域。

契約内容は、使用貸借。

転用目的は、スタック整備事業。

転用計画内容、期間、許可日から永久。

スタック、1,059.88 m³。

作業スペース、3,045.69㎡。

調査委員は、嶋中委員、渡邊委員、熊谷委員となっております。

調査結果につきましては熊谷委員より報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤徳市君) 8番・熊谷君。
- ○8番(熊谷英二君) 8番·熊谷。

議案第7号、番号1について報告いたします。

7月8日に事務局より調査の依頼があり、7月14日に渡邊委員、嶋中委員と私、事務局より小幡係長、大河原主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の16ページから19ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は、借主の さんで、貸主の さんの土地で、スタック整備事業を目的とした、永久転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は記載のとおりと確認しています。

農地区分は、農振農用地区域内の農地と判断致します。

転用しようとする契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しています。 実行性、信用力については、転用に係る行為を遂行できるものと認められ、転用面積についても 妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、この転用については問題ないものと判断致します。 以上で報告終わります。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました8番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第7号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第8号

○会長(佐藤徳市君) 日程第10。議案第8号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容37件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号6まで内容6件について審議の都合上一括議題に供したいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号6まで内容6件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君) はい。

議案第8号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり37件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字上多和原野東1線64-3。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、16,683㎡外15筆、合計面積311,238.24㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地及び施設用地。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和2年8月3日。

対価の支払期限、令和2年9月14日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格、12,906,000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号2から番号6まで、利用権設定等を受ける者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、所有権移転の時期、対価の支払期限、土地の引渡時期、支払方法が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2。

利用権の設定等をする者、

さん

土地の所在、字オソツベツ30-4。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、186, 115㎡外6筆、合計面積481, 536㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

価格、14,932,000円。

番号3。

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字標茶212-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、9,549㎡外8筆、合計面積409,747㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

価格、16,732,000円。

番号4。

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字西熊牛原野西2線70-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、6,571㎡外19筆、合計面積431,746㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

価格、18,515,000円。

番号5。

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字標茶535-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、51,697㎡外4筆、合計面積289,595㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

価格、15,454,000円。

番号6。

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字熊牛原野22線東32-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、21,263㎡外34筆、合計面積483,288㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

価格、22,862,000円となっております。

なお、番号1から番号6につきましては、あっせん案件でありますので、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号6まで内容6件については原案可決されました。

続いて、番号7を議題と致します。 事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君) はい。

番号7。

土地の所在、字オソツベツ563-3。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、14,641㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和2年8月3日。

対価の支払期限、令和2年9月30日。

土地の引渡し時期、対価の支払日。

価格、772,000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号7につきましては、あっせん案件でありますので、改めての現地調査は行っておりま せん。

以上です。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって、事務局の説明を終わります。 これより本件に対する質疑を行います。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。 これより本件については採決致します。 原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。 よって、番号7については原案可決されました。 続いて、番号8を議題と致します。 事務局より内容説明させます。

○振興係長(不藤さとみ君) はい。

番号8。

振興係長不藤君。

土地の所在、字オソツベツ原野26線37。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、49,586㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和2年8月3日。

対価の支払期限、令和2年8月31日。

土地の引渡し時期、対価の支払日。

価格、777,000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号8につきましては、あっせん案件でありますので、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号8については原案可決されました。

続いて、番号9を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君) はい。

番号9。

利用権の設定等を受ける者、

利用権の設定等をする者、

土地の所在、字標茶213-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、18,625㎡外1筆、合計面積28,846㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和2年8月3日。

対価の支払期限、令和2年9月30日。

土地の引渡し時期、対価の支払日。

価格、694,000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号9につきましては、あっせん案件でありますので、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。 これより本件については採決致します。 原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号9については原案可決されました。

続いて、番号10を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君) はい。

番号10。

利用権の設定等を受ける者、

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字西熊牛原野西2線74-4。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積、6,445㎡外3筆、合計面積24,216㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和2年8月3日。

対価の支払期限、令和2年9月30日。

土地の引渡し時期、対価の支払日。

価格、266,000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号10につきましては、あっせん案件でありますので、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号10については原案可決されました。

続いて、番号11を議題と致します。

事務局より内容説明させます。 振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君) はい。

番号11。

利用権の設定等を受ける者、

土地の所在、字栄7-3

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積、5,978㎡外1筆、合計面積23,608㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、採放地。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和2年8月3日。

対価の支払期限、令和2年9月30日。

土地の引渡し時期、対価の支払日。

価格、296,000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号11につきましては、あっせん案件でありますので、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって、事務局の説明を終わります。 これより本件に対する質疑を行います。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。 これより本件については採決致します。 原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。 よって、番号11については原案可決されました。 続いて、番号12を議題と致します。 事務局より内容説明させます。

长田屋巨大英丑

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君) はい。

番号12。

土地の所在、字奥熊牛原野基線3-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、19,244㎡外3筆、合計面積65,676㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和2年8月3日。

対価の支払期限、令和2年9月30日。

土地の引渡し時期、対価の支払日。

価格、1,905,000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号12につきましては、あっせん案件でありますので、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号12については原案可決されました。

続いて、番号13を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君) はい。

番号13。

利用権の設定等を受ける者、

利用権の設定等をする者、

、 さん。 さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野73。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、18,221㎡外2筆、合計面積61,829㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和2年8月3日。

対価の支払期限、令和2年9月30日。

土地の引渡し時期、対価の支払日。

価格は、326,000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号13につきましては、あっせん案件でありますので、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって、事務局の説明を終わります。 これより本件に対する質疑を行います。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号13については原案可決されました。

続いて、番号14を議題と致します。

なお、 番・ 番・ 君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になって おりますので、除斥を求めます。

(君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君) はい。

番号14。

利用権の設定等を受ける者、

利用権の設定等をする者、

土地の所在、字熊牛原野20線東9-4。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、3,948㎡外3筆、合計面積6,300㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和2年8月3日。

対価の支払期限、令和2年8月31日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格、31,000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号14につきましては、あっせん案件のため改めての現地調査は行っておりません。 以上です。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。 よって、番号14については原案可決されました。

(君復席)

続いて番号15を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君)はい。

番号15。

利用権の設定等を受ける者、

利用権の設定等をする者、

__、___さん。 、___さん。

土地の所在、字上多和119-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、43,863㎡外4筆、合計面積122,393㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和2年8月3日から令和7年8月2日まで。

土地の引渡時期、令和2年8月3日。

金額、年間200,000円。

支払方法、毎年12月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、調査結果につきましては、熊谷委員より報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤德市君) 8番·熊谷君。
- ○8番(熊谷英二君) 8番・熊谷です。

議案第8号、番号15について報告致します。

7月15日付けで事務局より調査依頼がありまして、7月22日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のさんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主のさんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受人は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました8番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号15については原案可決されました。

続いて番号16を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君)はい。

番号16。

利用権の設定等を受ける者、

利用権の設定等をする者、

、 、 、 さん。

土地の所在、字奥熊牛原野東1線14-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、45,553㎡外2筆、合計面積68,475㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間は、令和2年8月3日から令和7年8月2日まで。

土地の引渡時期、令和2年8月3日。

金額、無償となっております。

なお、番号16につきましては、渡邊委員より調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤德市君) 10番・渡邊君。
- ○10番(渡邊裕義君) 10番・渡邊です。

議案第8号、番号16について報告致します。

7月15日付けで事務局より調査依頼がありまして、7月16日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地については、継続の使用貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のさんは、後継者であるさんに農地を貸付けするものです。

借主の さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、 常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしま した。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました 10番・渡 邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号16については原案可決されました。

続いて、番号17を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君)はい。

番号17。

利用権の設定等を受ける者、

利用権の設定等をする者、

土地の所在、字クチョロ原野233-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、6,395㎡外1筆、合計面積36,443㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和2年8月3日から令和7年8月2日まで。

土地の引渡時期、令和2年8月3日。

金額、年間100,000円。

支払方法は、毎年11月末日までに指定口座振込みとなっております。

番号17につきましては、髙橋委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤德市君) 3番·髙橋君。
- ○3番(髙橋政寿君) 3番・髙橋です。

議案第8号、番号17について報告致します。

7月15日付けで事務局より調査依頼がありまして、7月19日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のさんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主のさんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約につきましては、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしま した。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました3番・髙橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号17については原案可決されました。

続いて、番号18を議題と致します。

なお、 番・ 番・ 君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になって おりますので、除斥を求めます。

(君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君)はい。

番号18。

利用権の設定等を受ける者、

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字阿歴内原野南4線146-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、28,355㎡外7筆、合計面積193,613㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和2年8月3日から令和7年8月2日まで。

土地の引渡時期は、令和2年8月3日。

金額は、年間542,116円。

支払方法は、毎年12月末日までに指定口座振込みとなっております。

番号17につきましては、津野委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤德市君) 6番·津野君。
- ○6番(津野 斉君) 6番・津野です。

議案第8号、番号18について報告します。

7月15日付けで事務局より調査依頼がありまして、7月18日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のさんは、相手方の希望により農地を貸付けするものです。

借主のさんは農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約につきましては、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました6番・津野

君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。 よって、番号18については原案可決されました。

君復席)

お諮り致します。

番号19から番号23まで内容5件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号19から番号23まで内容5件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君) はい。

番号19。

利用権の設定等を受ける者、

. . .

利用権の設定等をする者、

土地の所在、字中チャンベツ原野313-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、21,375㎡外12筆、合計面積309,330㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和2年8月3日から令和7年8月2日まで。

土地の引渡時期、令和2年8月3日。

金額、年間825,519円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号20から番号23につきましては、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号19と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号20。

利用権の設定等を受ける者、

さん

土地の所在、字片無去28-4。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、5,174㎡外1筆、合計面積21,344㎡。

金額、年間63,776円。

番号21。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

土地の所在、字中チャンベツ原野703-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、34,668㎡外3筆、合計面積117,527㎡。

金額、年間357,854円。

番号22。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

土地の所在、字中チャンベツ原野170。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、49,979㎡外2筆、合計面積114,932㎡。

金額、年間343,251円。

番号23。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

土地の所在、字チャンベツ19-21。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、48,272㎡。

金額、年間135,619円となっております。

番号19から番号23につきましては、甲斐委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致 します。

- ○会長(佐藤徳市君) 12番・甲斐君。
- ○12番(甲斐やす子君) 12番・甲斐です。

議案第8号、番号19から番号23について報告致します。

7月15日付けで事務局より調査依頼がありまして、7月27日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のさんは、相手側の希望により農地を貸付けするものであります。

借主の さん、 さん、 さん、 さん、 さん、 さん、 さんは、 農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしま した。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号19から番号23まで内容5件については原案可決されました。

続いて、番号24を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君)はい。

番号24。

利用権の設定等を受ける者、

利用権の設定等をする者、

___、___さん。 、 さん。

土地の所在、字中チャンベツ原野160-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、11,512㎡外9筆、合計面積209,827㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和2年8月3日から令和7年6月29日まで。

土地の引渡時期、令和2年8月3日。

金額、年間521,509円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

番号24につきましては、甲斐委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤徳市君) 12番・甲斐君。
- ○12番(甲斐やす子君) 12番・甲斐です。

議案第8号、番号24について報告致します。

7月15日付けで事務局より調査依頼がありまして、7月27日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のさんは、相手側の希望により農地を貸付けするものであります。

借主の さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約につきましては、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしま した。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号24については原案可決されました。

続いて、番号25を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君)はい。

番号25。

利用権の設定等を受ける者、

利用権の設定等をする者、

土地の所在、字中チャンベツ44-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、37,225㎡外4筆、合計面積50,787㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和2年8月3日から令和7年8月2日まで。

土地の引渡時期、令和2年8月3日。

金額、年間145,600円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

番号25につきましては、甲斐委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤徳市君) 12番・甲斐君。
- ○12番(甲斐やす子君) 12番・甲斐です。

議案第8号、番号25について報告致します。

7月15日付けで事務局より調査依頼がありまして、7月27日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のさんは、相手側の希望により農地を貸付けするものであります。

借主のさんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、 常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしま した。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号25については原案可決されました。

続いて、番号26を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君)はい。

番号26。

利用権の設定等を受ける者、

利用権の設定等をする者、

土地の所在、字虹別435-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、49,637㎡外1筆、合計面積88,079㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和2年8月3日から令和12年8月2日まで。

土地の引渡時期、令和2年8月3日。

金額、年間281,852円。

支払方法、毎年7月末日までに指定口座振込みとなっております。

番号26につきましては、笛木委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤德市君) 4番·笛木君。
- ○4番(笛木眞一君) 4番・笛木です。

議案第8号、番号26について報告致します。

7月15日付けで事務局より調査依頼がありまして、7月20日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のさんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主の さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、 常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしま した。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号26については原案可決されました。

続いて、番号27を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君)はい。

番号27。

利用権の設定等を受ける者、

利用権の設定等をする者、

土地の所在、字虹別原野300-1。

工程。7月日、1年7月7月日日日

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、43,717㎡外2筆、合計面積82,291㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和2年8月3日から令和7年8月2日まで。

土地の引渡時期、令和2年8月3日。

金額、年間250,000円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

番号27につきましては、笛木委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤德市君) 4番·笛木君。
- ○4番(笛木眞一君) 4番・笛木です。

議案第8号、番号27について報告致します。

7月15日付けで事務局より調査依頼がありまして、7月20日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のさんは、相手側の希望により農地を貸付けするものであります。

借主のということでした。

この賃貸借契約につきましては、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしま した。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号27については原案可決されました。

お諮り致します。

番号28から番号31まで内容4件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号28から番号31まで内容4件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君) はい。

番号28。

利用権の設定等を受ける者、

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字虹別原野58線104の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、48,325㎡外1筆、合計面積95,927㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和2年8月3日から令和7年8月2日まで。

土地の引渡時期、令和2年8月3日。

金額、年間306,966円。

支払方法、毎年8月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号29から番号31につきまして、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、 利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期が番号28と同じですの で、説明を省略させていただきます。

番号29。

利用権の設定等をする者、

、

土地の所在、字虹別原野631-2の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、49,615㎡。

金額、年間158,768円。

支払方法、毎年8月末日までに指定口座振込みとなっております。

番号30。

利用権の設定等をする者、

土地の所在、字虹別原野380-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、48,850㎡外2筆、合計面積125,832㎡。

金額は、年間402,662円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

番号31。

利用権の設定等をする者、

さん

土地の所在、字虹別原野29-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、41,545㎡外2筆、合計面積は113,363㎡。

金額は、年間362,761円。

支払方法は、毎年11月末日までに指定口座振込みとなっております。

番号28から番号31につきましては、笛木委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致 します。

- ○会長(佐藤德市君) 4番·笛木君。
- ○4番(笛木眞一君) 4番・笛木です。

議案第8号、番号28から番号31について報告致します。

7月15日付けで事務局より調査依頼がありまして、7月20日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の さん、 さん、 さん、 さん、 さん、 は、 相手側の希望により農地を貸付けするものであります。

借主のさんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、 常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしま した。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました4番・笛木 君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号28から番号31まで内容4件については原案可決されました。

続いて、番号32を議題と致します。

(君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君)はい。

番号32。

利用権の設定等を受ける者、

利用権の設定等をする者、

さん

土地の所在、字オソツベツ26-3。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、4,261㎡外1筆、合計面積6,106㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間は、令和2年8月3日から令和7年8月2日まで。

土地の引渡時期、令和2年8月3日。

金額は、無償となっております。

番号32につきましては、高松委員に調査を依頼しておりましたが 本日欠席しておりますので、届いております調査報告をもとに、代わりに事務局より代理報告致します。

議案第8号、番号32について報告致します。

7月15日付けで事務局より調査依頼がありまして、7月21日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の使用貸借契約であり記載のとおり確認しております。 貸主の さんは、後継者であるの さんに農地を貸付けするものであります。

この使用貸借契約につきましては、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしま した。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で高松委員の代理報告終わります。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました11番・高 松君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号32については原案可決されました。

君復席)

お諮り致します。

番号33から番号36まで内容4件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号33から番号36まで内容4件について、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君) はい。

番号33。

利用権の設定等を受ける者、

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字オソツベツ764-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、118,643㎡外18筆、合計面積は514,768㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間は、令和2年8月3日から令和22年8月2日まで。

土地の引渡時期、令和2年8月3日。

金額、無償となっております。

なお、番号34から番号36につきまして、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の内容、 土地の引渡時期が番号33と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号34。

利用権の設定等をする者、

さん

土地の所在、字オソツベツ767。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、28,426㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和2年8月3日から令和22年8月2日まで。

金額は、年間45,000円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

番号35。

利用権の設定等をする者、

41

土地の所在、字オソツベツ745-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、43,153㎡外2筆、合計面積69,262㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和2年8月3日から令和22年8月2日まで。

金額は、年間204,000円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

番号36。

利用権の設定等をする者、

土地の所在、字ヌマオロ4-1の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、38,718㎡外9筆、合計面積2,024,047㎡となっております。

なお、この土地につきましては、 の を外の16戸の農業者と共同で利用するものとなっております。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間は、令和2年8月3日から令和7年3月31日まで。

金額は、無償となっております。

なお、番号33から番号36まで、高松委員に調査を依頼しておりましたが、本日欠席しておりますので、調査報告をもとに代わりに事務局より報告致します。

議案第8号、番号33から番号36について報告致します。

7月15日付けで事務局より調査依頼がありまして、7月21日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の使用貸借及び継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の さんは、後継者である さんに農地を貸付けするもので、 さん、 さん、 は相手方の希望により農地を貸付するものです。

借主の
さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借及び賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしま した。

以上で高松委員の代理報告を終わります。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました11番・高松君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号33から番号36まで内容4件については原案可決されました。

続いて、番号37を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君)はい。

番号37。

利用権の設定等を受ける者、

利用権の設定等をする者、

土地の所在、字オソツベツ209。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、4,607㎡外61筆、合計面積1,247,005.30㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和2年8月3日から令和7年8月2日まで。

土地の引渡時期、令和2年8月3日。

金額、年間2,118,295円。

支払方法、毎年11末日までに指定口座振込みとなっております。

番号37につきましては、高松委員に調査を依頼しておりましたが、本日は欠席しておりますので、届いている調査報告をもとに代わりに事務局より報告致します。

議案第8号、番号37について報告致します。

7月15日付けで事務局より調査依頼がありまして、7月21日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のさんは、相手側の希望により農地を貸付けするものであります。

借主のさんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしま した。

以上で高松委員の代理報告終わります。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました11番・高 松君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号37については原案可決されました。

以上をもって、議案第8号、内容37件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長(佐藤徳市君) これをもちまして、第2回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の

審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 第2回標茶町農業委員会総会を閉会致します。 御苦労さまでした。

(午前11時59分閉会)